

地方財政の充実・強化に関する意見書（案）

いま、地方公共団体には、急激な少子・高齢化にともなう社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、DXの推進、脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたる新たな役割が求められています。加えて、多発化する大規模災害への対応も求められる中、地域公共サービスを担う人員は圧倒的に不足しており、職場における疲弊感は日々深刻化しています。

政府はこれまで「骨太方針」に基づき、地方一般財源の前年度水準を確保する姿勢を示してきました。しかし、物価高騰や資材・労務費の上昇による行政コストの増大、さらには慢性的な人員不足を踏まえると、今後も引き続き一般財源総額の確保が求められます。

2026年度地方財政計画は、物価高や人件費の増大に対応する内容となっていますが、2027年度政府予算及び地方財政の検討にあたっても、物価高騰や賃金上昇に伴う行政コストの増大を的確に反映し、社会全体で求められている賃上げ基調と対応する人件費の確保をはじめ、一般財源総額のさらなる充実が図られる地方財政を実現するよう、以下の事項を求めます。

記

- 1 社会保障の充実、地域活性化、自治体 DX、脱炭素化、物価高騰対策、教育の無償化、防災・減災、地域公共交通の再構築など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、それを支える人件費を重視しつつ、現行の水準にとどまらない、より積極的な地方財源の確保・充実をはかること。
- 2 とりわけ、子育て対策、地域医療の確保、介護や生活困窮者の自立支援など、より高まりつつある社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから、引き続き、地方単独事業分も含めた、十分な社会保障経費の拡充をはかること。加えて、これらの分野を支える人材確保にむけた自治体の取り組みを十分に支える財政措置を講じること。
- 3 地方交付税の法定率を引き上げるなどし、引き続き臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。また、地域間の財源偏在性の是正にむけては、所得税や偏在性がより小さい消費税を対象に国税から地方税への税

源移譲を行うなど、より抜本的な改善を行うこと。

- 4 政府として減税政策を検討する際は、地方財政を棄損することがないように、あらかじめ「国と地方の協議の場」を活用するなどし、特段の配慮を行うとともに、地方財政への影響が想定される場合は、確実にその補填を行うこと。
- 5 「地方創生推進費」として確保されている 1 兆円については、現行の財政需要において不可欠な規模であることから、恒久的財源としてより明確に位置付けること。
- 6 2027 年度の給与改定に備え、十分な給与改定費等を措置すること。
- 7 会計年度任用職員のさらなる処遇改善のため、十分な財政措置を講じること。
- 8 自治体業務システムの標準化・共通化については、システム移行によって増額した各種経費について、国の責任において必要な財源を補填すること。また、戸籍等への記載事項における「氏名の振り仮名」の法制化や、マイナンバーカードを基盤とした健康保険証・運転免許証との機能統合、自治体のサイバーセキュリティ対策強化など、自治体 DX にともなうシステム改修や事務負担、人件費の増大が想定される際は、十分な財政支援を行うこと。
- 9 地域の活性化にむけて、その存在意義が改めて重視されている地域公共交通について、公共交通専任担当者の確保を支援するとともに、こども・子育て政策と同様、普通交付税の個別算定項目に位置付け、一層の施策充実をはかること。
- 10 地域医療を安定的に確保する観点から、物価高騰等の影響を踏まえ、公立病院に対する十分な財政支援を講じること。
- 11 人口減少に直面する小規模自治体を支援するため、段階補正を拡充するなど、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかること。
- 12 自治体が実施する事業において、労務費の適切な価格転嫁が果たされるよう、引き続き、必要な財政支援を行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出いたします。

【 提出会派：立憲民主党 】

【 提出先：衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、
厚生労働大臣、国土交通大臣、デジタル大臣、
内閣府特命担当大臣（こども政策 少子化対策 若者活躍 男女共同
参画、共生・共助） 】

国際刑事裁判所（ICC）赤根智子所長に対する

アメリカ政府の制裁に関する意見書（案）

アメリカ政府が 2026 年 8 月 18 日、ドナルド・トランプ大統領の大統領令に基づき、国際刑事裁判所（ICC）の赤根智子所長らを制裁対象に指定した。これに対して国連と世界各国と市民社会が厳しく批判し撤回を求め、国際世論が大きく広がっている。

ICC は、戦争犯罪、ジェノサイド、人道に対する罪など、重大な国際犯罪について、各国の国内司法が適切に捜査・訴追できない場合に、個人の刑事責任を追及するために設立された国際的な司法機関である。赤根智子氏は日本人として初めて ICC 所長を務め、国際社会における法の支配と被害者の人権を守る職責を果たしている。

アメリカ政府は、ICC がアメリカやイスラエルの関係者について捜査・訴追を行っていることなどを理由として制裁を発動し、今回、その対象を赤根所長にまで拡大した。今回の措置は国際司法に対する圧力をさらに強めるものである。特定の国がその職員を経済的・政治的に制裁することは、司法の独立を脅かし、国際法と法の支配を大きく損なうものである。ICC 自身も法の支配に基づく国際秩序や裁判所の司法活動を損なうものとして強く批判している。

日本は 2007 年 10 月に ICC に加入し最大の資金拠出国である。国際刑事司法の重要性と重大な国際犯罪について責任を問う仕組みの必要性を深く認識し、国際社会における法の支配の確立に向けて、より積極的な役割を果たすべきである。とりわけ日本国憲法のもとで平和国家として国際社会の平和と法の支配を重視してきた我が国にとって、今回の事態は決して看過できない。赤根所長が不当な圧力や制裁にひるむことなく、司法の独立と法の支配を守るという姿勢を毅然として貫いていることは大きな希望である。

戦争犯罪や人道に対する罪について、「強大な国家の行為だから裁くことができない」ということになれば、国際社会における法の支配そのものが空洞化してしまう。重大な国際犯罪については公正な司法の場で責任を問うという原則を守ることが、再び戦争と人道上の惨禍を繰り返さないために不可欠である。アメリカ政府が、赤根智子 ICC 所長に対する制裁を直ちに撤回するとともに、その司法活動とその職員の独立性を尊重すべきであることは当然である。

よって、飯塚市議会は、国会及び政府がアメリカ政府に明確で断固たる抗議を行い、制裁の撤回を要求するとともに、ICC 加盟国をはじめとする国際社会と連携し、

国際刑事司法の独立性と法の支配を守るため積極的な外交努力を行うよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出いたします。

【 提出者：川上直喜 】

【 提出先：衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣、外務大臣 】